

○岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則

平成13年9月28日

市規則第213号

改正 平成16年12月1日市規則第171号

平成25年12月26日市規則第276号

平成31年3月29日市規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(基本計画策定に当たっての措置)

第3条 市長は、条例第9条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、基本計画の策定に当たって市民、自治組織及び事業者の意見を反映させるため、あらかじめ次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) ワークショップ等（市民、自治組織及び事業者が意見を出し合い、共に考える場をいう。以下同じ。）の開催

(2) パブリックコメント手続（岡山市パブリックコメント手続実施要綱（平成22年市告示第41号）第2条第1号に規定する手続をいう。以下同じ。）

2 前項各号の措置は、基本計画の策定に当たって行うほか、男女共同参画社会の形成の促進に関して政策の立案等を行うに当たり行うことができる。

(ワークショップ等の開催)

第4条 市長は、ワークショップ等を開催しようとするときは、市民、自治組織及び事業者に対し、市のホームページへの掲載、窓口配布その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の場合において、基本計画等の案その他市民の理解に資する資料を作成し、これを公表するものとする。

3 ワークショップ等において意見を陳述することができる者は、市民、自治組織又は本

市の区域内に事業所を有する事業者その他市長が適当と認める者とする。

4 市長は、男女共同参画専門委員会（以下「専門委員会」という。）の委員に対し、当該ワークショップ等への出席を求めることができる。

（ワークショップ等の開催結果の公表）

第5条 市長は、ワークショップ等を開催したときは、当該ワークショップ等の結果を取りまとめ、意見に対する市の考え方を付して、これを公表するものとする。

（事業者の表彰の実施等）

第6条 条例第16条の事業者の表彰は、条例第17条第1項の男女共同参画推進週間において実施するものとする。

2 前項の表彰を受けることができる者は、本市の区域内に事業所を有する事業者とする。

3 前2項の場合において、市は、あらかじめ市民もしくは経済団体からの推薦又は表彰を受けようとする事業者からの申出を求めるものとする。

（男女共同参画推進週間の期間等）

第7条 条例第17条第1項の男女共同参画推進週間は、6月21日から6月27日までの1週間とする。

2 市は、男女共同参画推進週間において、国の男女共同参画週間で実施される各種行事と連動して、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情の申出）

第8条 条例第20条第1項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

（1） 申出を行う者の氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（2） 申出を行う者の住所（法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地）

（3） 申出の趣旨及び理由

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

2 前項の苦情の申出ができる者は、市民、自治組織又は本市の区域内に事業所を有する事業者とする。

（苦情処理の決定）

第9条 市長は、前条に定めるところにより苦情の申出があつたときは、条例第20条第

3項の規定に基づき、専門委員会への諮問を経て当該苦情の処理についての決定を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、専門委員会からの答申を尊重するものとする。

(苦情処理の通知及び公表)

第10条 市長は、前条の規定により苦情の処理についての決定を行ったときは、その結果を当該苦情の申出者に通知するとともに、これを公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年市規則第171号)

この規則は、平成16年12月2日から施行する。

附 則 (平成25年市規則第276号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成31年市規則第65号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。